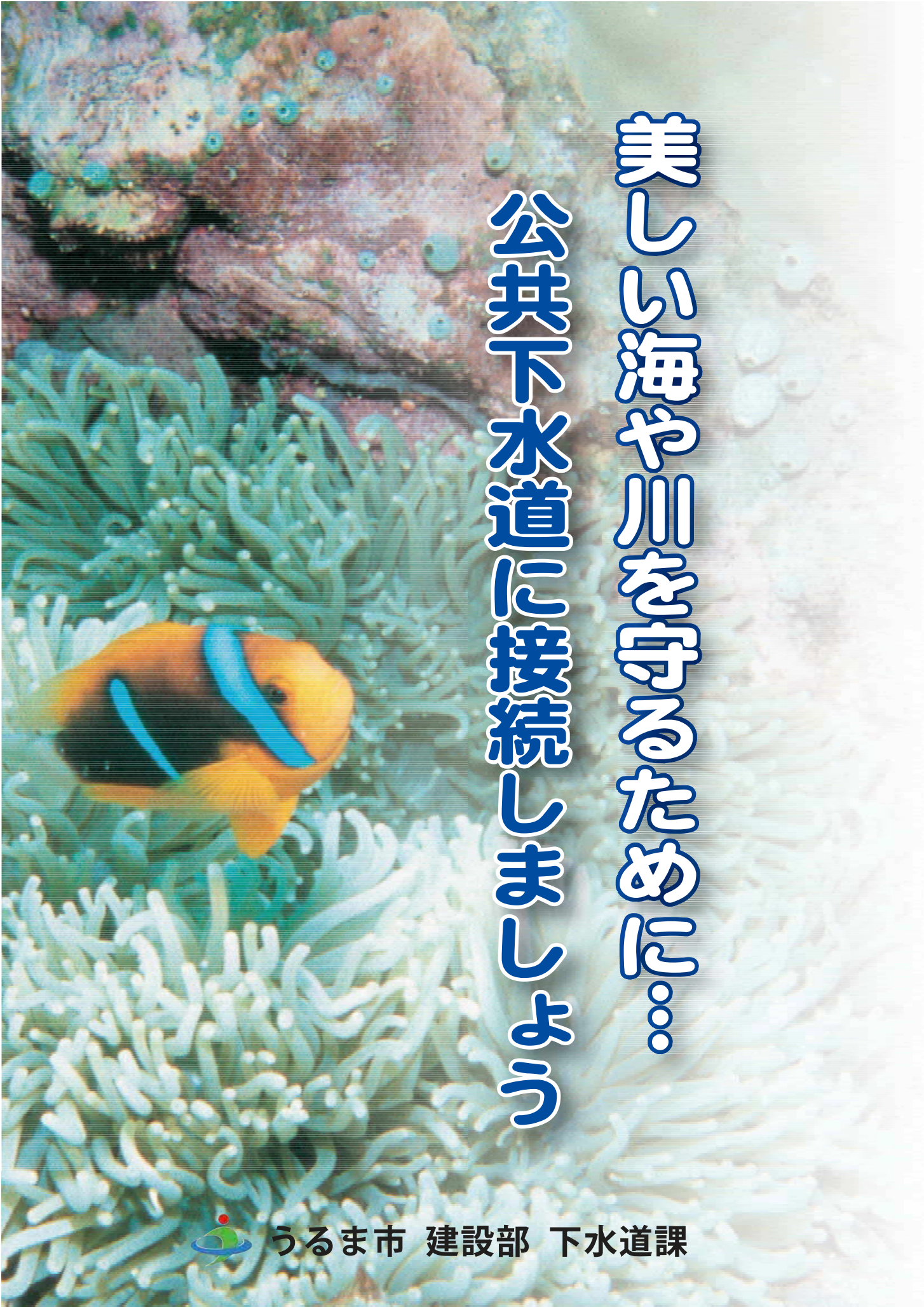




美しい海や川を守るために…

公共下水道に接続しましょう



うるま市 建設部 下水道課

1 下水道の役割

下水道が整備されると…

■ 水洗トイレが使えます

し尿浄化槽やくみ取り便所は非衛生的であるばかりでなく悪臭に悩む原因になります。下水道が整備されると便所の水洗化が可能になり、衛生的な暮らしが実現します。



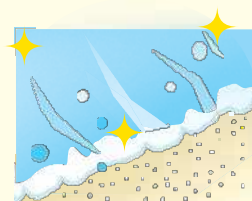
■ まちが清潔になります

家庭や事業所等から汚水や雑排水が流されると蚊やハエの発生源になったり、悪臭の原因にもなります。

下水道が整備されるとまち全体が清潔になります。

■ 川や海がよみがえります

下水道は汚水を集めて運び、処理場で処理してきれいな水を放流するので、川や海が汚れるのを防ぎます。



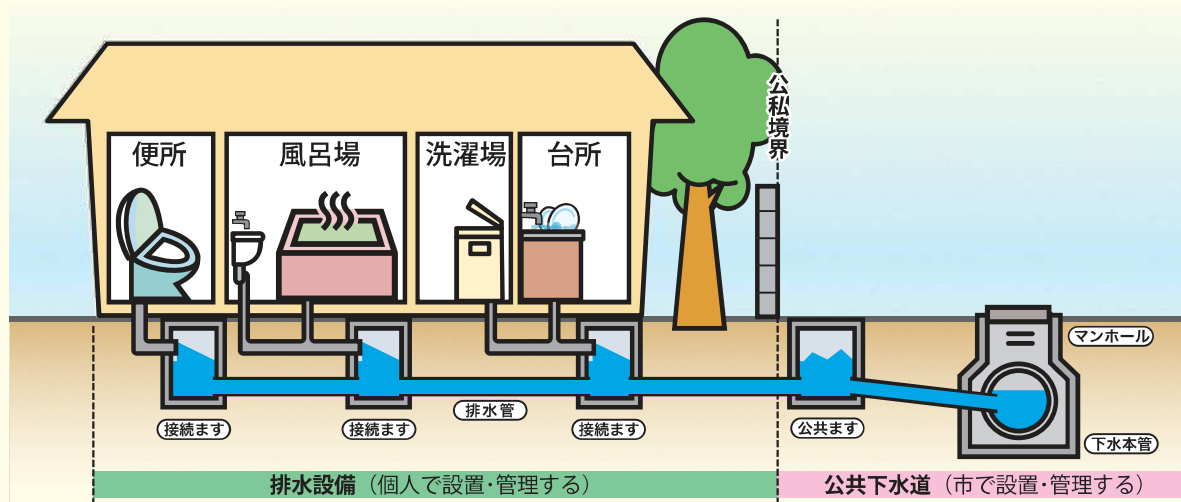
2 排水設備の設置

お住まいの地域が下水道の供用開始区域になりますと、下水道への接続をしていただくことになります。

排水設備とは…

ご家庭から出る汚水を直接下水道へ流すための施設を「排水設備」といいます。排水設備は排水管や汚水ますなどで個人で設置し、管理をしていただくことになります。

※ 雨水等は下水道に流すことはできません。



！ くみ取り便所は3年以内に

くみ取り便所は下水道が使用できるようになった日から3年以内に、水洗トイレに改造し下水道に接続しなければなりません。

(下水道法第11条の3)

！ し尿浄化槽は廃止しましょう

公共下水道の供用が開始された場合において建築物の所有者等は遅滞なく、し尿浄化槽を廃止して、トイレ・風呂場・台所から出る下水を公共下水道に放流させる為、排水設備を設置しなければならない。(下水道法第10条)

3 下水道を快適に使用するための注意

1 水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。

水にとけない紙や紙おむつ、ビニールなどを流すとつまりの原因になります。
(ティッシュペーパー、ビニール製品、ゴム製品毛髪などもつまりの原因になります。)



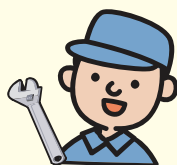
2 台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。

生ゴミ破砕機を使い、野菜くずを細かく碎いて流しても、下水管はつまりやすくなります。また、処理場での処理負担が大きくなり経費増大の原因になりますので使用しないでください。



3 除害施設をつくりましょう。

水質基準以上の排水を流すおそれのある事業者は、事前に市と協議して除害施設を設置してください。(油、シンナー、ガソリン、シアン、水銀など)



宅地内の排水設備がつまったときは…

宅地内の排水設備(トイレ、台所、風呂場等)がつまったときは、個人で排水設備工事店やその他の業者に連絡し修理することになります。道路の公共ますがつまったときは、下水道課へ連絡してください。

うるま市のマンホール

文化・観光で有名な闘牛・エイサー及び、うるま市のシンボルの蝶のオオゴマダラ、夏場の海水浴・マリンスポーツの賑わいをウインドサーフィンで表現し、「うるま市」をアピールしました。

旧4市町のマンホール

具志川市



【闘牛】

勝連町



【エイサー】

与那城町



【クワディーサー】

石川市



【闘牛】



4 うるま市の下水道



凡例

幹線管渠	管渠(流域下水道)	ポンプ場(公共)	ポンプ場(流域)	終末処理場



平安座島

赤野ポンプ場



屋敷名汚水中継ポンプ場



場ポンプ場

P

川処理区

与那城庁舎



P

白川ポンプ場

P



勝連城跡



勝連庁舎

T

項 目	石 川	具志川	勝 連	与那城
種 別	単独	流 域 関 連		
処 理 区 名	石川処理区	具志川処理区		
事業開始年月日	S44.7.1	S60.1.11	H1.2.8	H1.2.8
供用開始年月日	S49.5.10	S63.7.1	H7.4.1	H7.12.15
ポンプ場施設	7	3	—	1
処 理 施 設	石川終末処理場	具志川浄化センター		

※ 地域によっては、下水道が整備されていないところがありますので、下水道が使用できる地域かどうかは、うるま市下水道課へ問い合わせ下さい。

5 接続工事の申込から完成まで

接続工事は市の指定工事店で

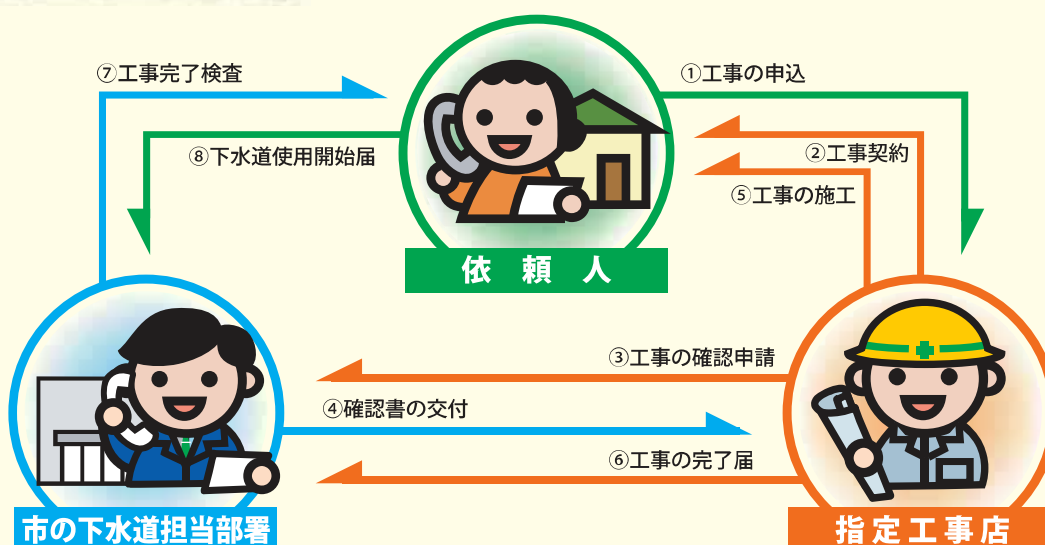
接続工事をするときは、必ず市が指定した「指定工事店」へお申し込みください。

指定工事店以外のところで工事をしますと、無効工事となって工事のやり直しをしていただくことになりますので注意してください。

注意!!

排水設備工事は市の指定工事店でないと施工はできません。
指定工事業者は別紙の名簿をご覧ください。

接続工事の手順



1 工事の申込

依頼人が指定工事店に接続の依頼をします。

2 工事契約

指定工事店が現地調査、設計、見積をしますから施工方法、費用、支払いの条件などを十分に打ち合わせを行い、工事契約をします。

3 工事の確認申請

指定工事店は、工事の確認申請書を作成し、市に提出します。確認申請書には、依頼者の押印又は、署名が必要です。

4 確認書の交付

市では、申請書をもとに計画・設計が基準に合い適性かどうかを審査して工事の許可をします。審査に合格すると排水設備計画確認書が交付されます。確認を受けた後でなければ工事に着手できません。

5 工事の施工

指定工事店が工事に着手します。

6 工事の完了届

指定工事店は工事が完了したら 5 日以内に工事の完了届を市に提出します。

7 工事完了検査

市は工事の完了届により完了検査をします。検査に合格すると検査済証を交付し、門戸に章標を掲示します。

章標▶



8 下水道使用開始届

申請者（依頼者）は下水道使用開始届を市に提出し、下水道を使用することができます。

6 接続工事に対する融資のあっせん

接続工事に対する費用 30 万円を限度（工事費の範囲内）に市が銀行に対し融資のあっせんを行います。

融資のあっせん（法人を除く）

■ 融資あっせん限度額 30 万円

■ 申込方法

融資申込書は指定工事店へ依頼し、確認申請と同時に申し込んで下さい。（着工は融資決定通知後になります。）

■ 指定金融機関

琉球銀行 具志川支店、屋慶名支店（農業集落排水のみ）
沖縄銀行 安慶名支店
沖縄海邦銀行 安慶名支店

■ 返済方法

融資を受けた翌日から元金均等で、毎月元金 5,000 円以上と利子を償還していただきます。

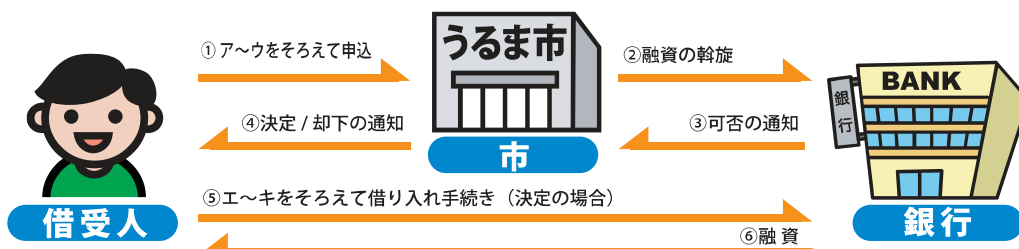
■ 利子の支払い

融資金を全額返済後、利子は市が負担（補給）します。（但し、延滞利息は個人負担）

■ その他の条件

・市税を完納している人。 ・連帯保証人 1 人 ・その他

手続き略図および必要な書類



市に提出する書類（工事指定店が手続きの代行をします）

- ア 水洗便所改造等資金融資申込書（指定店にあります）
- イ 借受人の住民票謄本
- ウ 借受人の完納証明書

銀行に提出する書類（市からの決定通知後、借受人が銀行で手続きします）

- エ 銀行の融資申込書（約定書、印紙添付）
- オ 借受人の印鑑証明書（3 ヶ月以内）
- カ 借受人の資産証明書
- キ 保証人の印鑑証明書（3 ヶ月以内）
- ク その他銀行が必要とする書類（保証人の資産証明書・工事見積書のコピー等）

※ 銀行では一般貸付と同様、保証人の確認がありますので、気軽に銀行まで出向ける人が良いと思います。